

吸収合併に係る事後開示書面

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面

スターゼン株式会社

2024年4月1日

東京都港区港南二丁目5番7号
スターゼン株式会社
代表取締役社長 横田 和彦

吸収合併に係る事後開示事項

スターゼン株式会社（以下「甲」といいます。）とスターゼンITソリューションズ株式会社（以下「乙」といいます。）は、2023年9月7日付にて締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

乙が発行する全株式を甲が保有していたため、本吸収合併に関し、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

乙が発行する全株式を甲が保有していたため、本吸収合併に関し、会社法第785条の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）会社法第787条の規定による手続の経過

乙は、新株予約権を発行していなかったため、本吸収合併に関し、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

乙は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月20日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、甲の株主は、同法第796条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求はできません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、甲の株主は、同法第797条の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

甲は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月20日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

甲は、効力発生日をもって、乙の資産及び負債並びにその他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第200条第5号）

別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2024年4月1日

7. 前各号に掲げる事項のほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

吸収合併存続会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面

吸収合併消滅会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面

(吸収合併存続会社) スターゼン株式会社

(吸収合併消滅会社) スターゼン I T ソリューションズ株式会社

2024年2月16日

東京都港区港南二丁目5番7号
スターゼン株式会社
代表取締役社長 横田 和彦

東京都港区港南二丁目5番7号
スターゼンITソリューションズ株式会社
代表取締役社長 奥村 浩明

吸収合併に係る事前開示事項

スターゼン株式会社（以下「甲」といいます。）とスターゼンITソリューションズ株式会社（以下「乙」といいます。）は、甲を存続会社、乙を消滅会社として、2024年4月1日を効力発生日として吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約を2023年9月7日に締結いたしました。

なお、甲においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併、乙においては同第784条第1項に定める略式吸収合併となるため、株主総会の承認決議を経ずに本件合併を決定しております。

1. 吸収合併契約の内容

（会社法第794条第1項、第782条第1項）

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 本件合併の対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第191条第1号、第182条第1項第1号）

甲は乙の全株式を所有していますので、本件合併による合併対価の交付は行われません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

（会社法施行規則第191条第2号、第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第4号、同条第6項1号、第191条第5号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第191条第3号、第182条第1項第4号、同条第6項第2号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 本件合併後の債務の履行の見込みに関する事項

(会社法施行規則第191条第6号、第182条第1項第5号)

本件合併後の甲の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の甲の収益状況およびキャッシュフローの状況について、甲の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本件合併後における甲の債務の履行の見込みはあると判断しています。

以 上

吸収合併契約書

スターゼン株式会社（以下「甲」という。）と スターゼン I Tソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併の方法）

甲及び乙は本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：スターゼン株式会社

住所：東京都港区港南二丁目 5 番 7 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：スターゼン I Tソリューションズ株式会社

住所：東京都港区港南二丁目 5 番 7 号

第 3 条（本効力発生日）

- 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は 2024 年 4 月 1 日とする。
- 甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、本効力発生日を変更することができる。

第 4 条（合併対価の交付及び割当て）

本効力発生日において、甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併では、甲は、乙の株主に対して、その保有する乙の株式に代わる新株の割当てその他一切の対価を交付しない。

第 5 条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（合併形態）

本合併は甲においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併、また、乙においては会社法第784条第1項に定める略式吸収合併に該当することを甲乙相互に確認し、甲及び乙は、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本合併を行う。

第7条（権利義務の承継）

甲は、本効力発生日において、乙の資産及び負債並びにその他一切の権利義務（乙の従業員との間の雇用契約を含むが、これに限られない。）を承継する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを実行する。

第9条（本合併の条件の変更及び本合併の中止）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙の協議の上、これを定める。

甲及び乙は、本契約の成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、双方合意の上電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。

2023年9月7日

甲： 東京都港区港南二丁目5番7号
スターゼン株式会社
代表取締役社長 横田 和彦

乙： 東京都港区港南二丁目5番7号
スターゼンITソリューションズ株式会社
代表取締役社長 大友 準一

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、まん延防止等重点措置の解除による外食・旅行などのサービス消費の回復やインバウンド需要の増加を背景に緩やかながら持ち直しの動きが見られました。しかしながら、先行きについては原材料価格やエネルギー価格の高騰による物価高や世界的な金融引き締めに伴う世界経済の成長率低下などの影響もあり、不透明な状況が続いております。

食肉業界は、食肉消費の伸びが落ち着きを見せ始めるとともに食肉輸入価格や飼料価格、エネルギーコストが高騰しつづけるなど、厳しい環境が継続しております。

このような状況の中、当社グループはコロナ禍においても品質管理及び衛生管理を徹底するとともに柔軟な勤務体制等の対策を講じ、社員の安全確保に配慮しつつお客様のご要望にお応えしてまいりました。

また、「"収益力強化"に向けた"体質改善"」のテーマのもと、さらなる成長を遂げるための施策に取り組んでまいりました。新たな取り組みとしては、株式会社大商金山牧場と資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携をきっかけに互いの商品をそれぞれのネットワークを通じて販売することや、商品の共同提案、将来的には両社の拠点・機能・人的資源の共同活用による事業効率化等を図り、ひいては両社の企業価値向上を目指します。加えて、日本屈指の輸出認定工場である株式会社阿久根食肉流通センター及びスターゼンミートプロセッサ株式会社阿久根工場ビーフセンターの拡張工事が完了し、今後、牛肉の輸出を拡大してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,251億73百万円(前期比11.5%増)、営業利益は81億62百万円(前期比18.2%増)、経常利益は102億84百万円(前期比12.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は74億83百万円(前期比25.1%増)となりました。

事業部門別の営業概況は、次のとおりです。

食肉関連事業

食肉関連事業の売上高は4,222億98百万円（前期比11.5%増）となりました。
また、部門別の業績は次のとおりです。

食 肉

国内事業は、国産食肉の販売が堅調に推移したことから取扱量は前期を上回りました。売上高は、輸入食肉の国内相場高値推移等により前期を大きく上回りました。売上総利益は、国産牛肉を中心に利益確保が進み前期を上回りました。

また、カテゴリー別の業績は次のとおりです。

国産食肉は、各畜種ともに販売が堅調に推移し、取扱量、売上高ともに前期を上回りました。売上総利益は行動制限の緩和による観光地・行楽地での外食需要の回復等により、相対的に利益率の高い国産牛肉で特に取扱量が増加したこと、国産牛肉相場が前期を下回る水準で推移したこと、加えて販売機会ロスの削減や早期販売を意識した在庫コントロールが功を奏したことなどから前期を大きく上回りました。

輸入食肉は、豚肉で取扱量を確保したものの、輸入価格高騰等の影響により鶏肉の取扱量が減少したことから、全体の取扱量は前期を下回りました。売上高は、国内相場が高値推移したことから前期を大きく上回りました。売上総利益は、鶏肉で取扱量の減少に伴い利益も減少したものの、需要に合わせた調達徹底やコスト上昇分を可能な限り販売価格へ転嫁したことなどから牛・豚肉で利益を確保でき、全体では前期を上回りました。

輸出事業は、米国向け牛肉輸出が低関税輸入枠超過による関税引き上げの影響で低迷したものの、欧州や台湾、東南アジア向けを中心に好調に推移したことから、輸出重量は前期を上回りました。売上高は輸出重量の増加に加え輸出単価の高い欧州向けが好調だったことなどから前期を上回りました。

これらの結果、食肉部門の売上高は3,332億41百万円（前期比11.0%増）となり、売上総利益は前期を上回りました。

加工食品

加工食品は、一部取引先向けのハンバーグ商品群で取扱量が減少しましたが、食肉スライス商品、ローストビーフ関連商品等の販売が堅調に推移し、全体では取扱量、売上総利益ともに前期を上回りました。売上高は、原材料コストやエネルギーコストの上昇を踏まえた商品価格改定等により750億14百万円（前期比15.1%増）と前期を大きく上回りました。

ハム・ソーセージ

ハム・ソーセージは、外食向け商品の販売が回復傾向で推移しましたが、小売業態向けの販売が落ち着きを見せ、取扱量は前期を下回りました。売上高は加工食品と同様に商品価格改定により119億98百万円（前期比5.8%増）と前期を上回り、売上総利益も販売条件の変更等により前期を上回りました。

その他

その他の取扱品につきましては、売上高は20億44百万円（前期比3.8%増）となりました。

その他の事業

その他の事業につきましては、売上高は28億75百万円（前期比5.4%増）となりました。

事業別売上高は以下のとおりであります。

区 分	第83期 (前連結会計年度)		第84期 (当連結会計年度)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
食 肉 関 連 事 業	378,704百万円	99.3%	422,298百万円	99.3%
食 肉	300,225	78.7	333,241	78.4
加 工 食 品	65,165	17.1	75,014	17.6
ハム・ソーセージ	11,343	3.0	11,998	2.8
そ の 他	1,969	0.5	2,044	0.5
そ の 他 の 事 業	2,728	0.7	2,875	0.7
合 計	381,432	100.0	425,173	100.0

(2) 対処すべき課題

第85期は、「収益構造の再構築とサステナブルな事業運営」をテーマに据えた新中期経営計画の1年目となります。本テーマをもとにグループ社員が一丸となり以下の課題に取り組んでまいります。

①新規事業への挑戦

国内においては、人口減少や高齢化による食肉需要の減少が見込まれています。一方、海外においては食肉需要の拡大が見込まれております。特に和牛に対する潜在ニーズは高く、今後の伸びが期待されます。そこで、海外において、当社が国内で確立したスターゼンの営業モデルを展開し、現地での販売を強化してまいります。加えて、海外パッカーとの連携強化も視野に、海外食肉調達力の強化に取り組んでまいります。国内市場においては、多様化する消費者ニーズの変化に対応し、成長市場へのアプローチを強化してまいります。具体的には、マーケティング機能を強化しつつ、D to Cチャンネル向け商品開発、ドラッグストア・外食企業等へトータルサプライチェーンを活かした商品提案などの取り組みに努めてまいります。

②国内事業改革

国内市場において販売環境の変化に対応するため、事業の効率化・基盤強化を図ってまいります。具体的には、食肉加工場の再整備、並びに関連会社等との連携による地方特性に合わせた販売拠点整備を進めてまいります。また、物流拠点の整備、外部保管冷蔵庫の集約、モーダルシフトの取り組みにより物流コストを抑制するとともに2024年問題への対応も進めます。さらに、消費者嗜好の変化に合わせて高付加価値商品の開発を強化してまいります。中でも、ローストビーフやハンバーグといった当社の強みを活かせる商品の拡充を図り、将来的には海外での販売も検討してまいります。

③サステナビリティ経営と経営基盤の強化

新中期経営計画において成長戦略を支える基盤として「サステナビリティ経営」を掲げています。これは当社の事業を通じて社会課題の解決を目指していくもので、実践するにあたっては、5つのテーマを通じて10の重要課題に取り組んでまいります。具体的には、当社の高度な衛生管理体制や食肉のアウトパック機能を活かした賞味期限延長商品の開発により、食品ロス問題に取り組んでまいります。また、省エネや再生エネルギー及びリサイクル燃料の活用により温室効果ガスを削減することで気候変動対策も前進させます。さらに、代替肉へのアプローチについても積極的に行い、多様なたんぱく質の確保を目指します。

また、当社システムの属人化、老朽化、複雑化という課題を解決し、サプライチェーンを一気通貫した形に見える化するため、以前より取り組んでおります"Zeusプロジェクト"によるDX、業務プロセス改革を進めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は31億1百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

会 社	設 備	金 額
スターゼン株式会社	Zeusシステム、本社ビル改修、工場製造設備 他	1,073 百万円
スターゼンミートプロセッサー株式 会 社	青森工場製造設備改修 他	797
スターゼンITソリューションズ株式 会 社	システム及び本社設備 他	284
ローマイヤ株式会社	那須工場製造設備 他	139

② 当連結会計年度中において継続中の主要設備

会 社	設 備	金 額
スターゼン株式会社	Zeusシステム	651 百万円

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

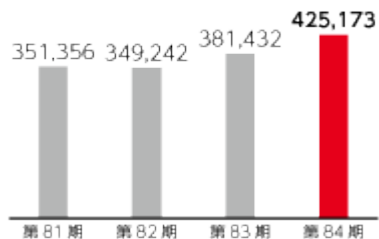
該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

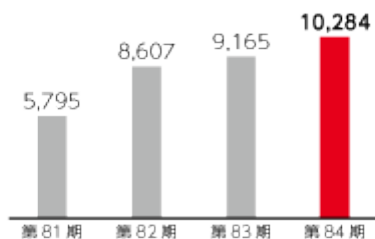
①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第82期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第83期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第84期 (当連結会計年度) (2022.4.1～ 2023.3.31)
売 上 高 (百万円)	351,356	349,242	381,432	425,173
経 常 利 益 (百万円)	5,795	8,607	9,165	10,284
親会社株主に帰属す る (百万円) 当 期 純 利 益	1,743	6,921	5,984	7,483
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	89.47	354.91	307.37	384.04
総 資 産 (百万円)	125,932	131,726	142,428	146,520
純 資 産 (百万円)	52,310	59,125	64,001	70,175
連 結 子 会 社 数	18社	16社	16社	16社
持 分 法 適 用 会 社 数	7社	7社	7社	7社

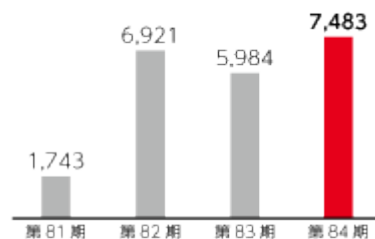
■ 売上高 (百万円)



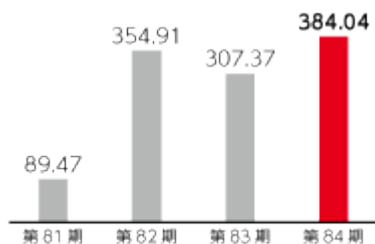
■ 経常利益 (百万円)



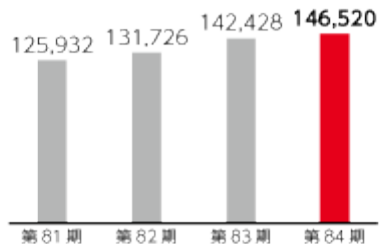
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



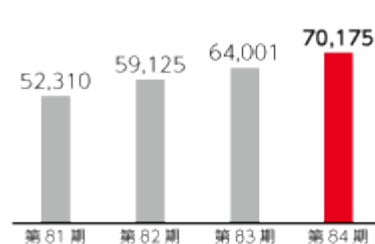
■ 1株当たり当期純利益金額 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第82期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第83期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第84期 (2022.4.1～ 2023.3.31)
売 上 高 (百万円)	154,736	341,571	373,949	413,127
経 常 利 益 (百万円)	2,418	6,357	5,628	7,096
当 期 純 利 益 (百万円)	962	7,585	3,720	5,191
1株当たり当期純利益金額 (円)	49.43	388.92	191.08	266.42
総 資 産 (百万円)	99,203	121,580	131,342	133,104
純 資 産 (百万円)	40,395	47,745	50,413	54,221

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2019年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であったスターゼンインターナショナル株式会社及びスターゼン食品株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。従いまして、第81期につきましては、当該吸収合併による事業承継後の財産及び損益の状況を記載しております。
3. 2020年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であったスターゼン販売株式会社及び株式会社ゼンチュ販売を消滅会社とする吸収合併を実施しております。従いまして、第82期につきましては、当該吸収合併による事業承継後の財産及び損益の状況を記載しております。
4. 2021年4月1日を効力発生日として1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。
5. 第82期より表示方法の変更を行っており、第81期の売上高については、当該変更を反映した組替後の数値を記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第83期の期首から適用しており、第83期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スターゼンミートプロセッサー株式会社	100 百万円	100.0 %	食肉の加工・販売
ローマイヤ株式会社	100	100.0	ハム・ソーセージ等の製造・販売
株式会社青木食品	100	98.7	麺類の製造・販売
株式会社ニックフーズ	95	100.0	食肉・食品の販売
スターゼンロジスティクス株式会社	71	100.0	貨物運送・倉庫業
株式会社丸全	60	100.0	食肉の加工・販売
株式会社キング食品	56	100.0	食品の製造・販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含め16社であり、持分法適用会社は7社であります。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(11) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

区分	事業内容
食肉関連事業	食肉・食品の販売、食肉の加工、食肉の輸出入 加工食品（ハンバーグ、ローストビーフ他）の製造・販売 ハム・ソーセージの製造・販売
その他の事業	貨物運送、倉庫業、麺類の製造・販売

(12) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

名 称	区 分	所 在 地
スターゼン株式会社	本 社	東京都港区港南二丁目5番7号
	工 場	千葉県山武市、福島県本宮市
	営 業 拠 点	北海道：3拠点(北海道札幌市 他) 東北地方：10拠点(宮城県多賀城市 他) 関東地方：12拠点(東京都港区 他) 中部地方：4拠点(愛知県小牧市 他) 近畿地方：5拠点(兵庫県伊丹市 他) 中国地方：3拠点(広島県広島市 他) 四国地方：1拠点(香川県高松市) 九州地方：10拠点(福岡県糟屋郡 他)
スターゼンミートプロセッサー株式会社	本 社	東京都港区港南二丁目5番7号
	工 場	石狩(岩見沢市)、青森(三沢市、三戸郡三戸町)、郡山(郡山市)、阿久根(阿久根市)、加世田(南さつま市)
ローマイヤ株式会社	本 社・工 場	栃木県那須塩原市島方457番地4
株式会社青木食品	本 社	福島県本宮市荒井字恵向121番地16
株式会社ニックフーズ	本 社	東京都中野区東中野一丁目11番10号
スターゼンロジスティクス株式会社	本 社	東京都港区港南五丁目1番30号
株式会社丸全	本 社	東京都港区港南二丁目7番19号
株式会社キング食品	本 社	広島県福山市大門町五丁目9番1号
その他の	海 外 拠 点	Starzen(America),inc.(アメリカ)他、計6拠点

(13) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,729 (884) 名	△27 (△27) 名

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員数を()外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	10,352 <small>百万円</small>
農林中央金庫	8,745
株式会社三菱UFJ銀行	6,008
株式会社みずほ銀行	2,857
株式会社日本政策金融公庫	2,148

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社が株式会社シンコウフーズと共同して、2018年11月19日付で、滝沢ハム株式会社に対し、特定加熱食肉製品の製造方法に関する特許権侵害の差し止め請求及び損害賠償請求を求めた訴訟で、2022年4月8日、東京地方裁判所で請求棄却の判決が言い渡されました。

当該訴訟は株式会社シンコウフーズが保有する特許権を滝沢ハム株式会社が侵害するとして、当社は、当該特許実施権者として提訴していたものです。

当社及び株式会社シンコウフーズは、上記判決を不服として即日控訴しており、現在も知財高等裁判所において控訴審が係属中です。

2. 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,522,552株（自己株式 23,660株を含む）
 (3) 株 主 数 15,728名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 井 物 産 株 式 会 社	3,109 千株	15.94 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,800	9.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	938	4.81
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	649	3.33
農 林 中 央 金 庫	608	3.12
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	559	2.87
ス タ ー ゼ ン 社 員 持 株 会	517	2.65
株 式 会 社 鶉 橋 興 産	469	2.41
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	320	1.64
横 浜 冷 凍 株 式 会 社	306	1.57

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 職務執行の対価として交付した株式

当社は2022年8月16日付で、当社取締役（社外取締役を除く）5名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式12,100株の自己株式処分を行っております。また2022年12月26日付で、取締役を兼務しない当社執行役員11名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式12,264株の自己株式の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
横田和彦	代表取締役社長	
鶉橋正雄	常務取締役	海外本部長 海外本部・マクドナルド事業本部・営業本部・物流本部管掌
高橋正道	取締役	スターゼンミートプロセッサ株式会社 代表取締役社長 生産事業本部・製造本部管掌
定信隆壮	取締役	財務経理本部管掌
佐奈常裕	取締役	経営本部・管理本部管掌
大原 亘	社外取締役	株式会社帝国倉庫 特別顧問
吉里 格	社外取締役	三井物産株式会社 食料本部 プライフーズ株式会社 畜水産事業部長 社外取締役
松石昌典	社外取締役	日本食肉科学会 日本獣医生命科学大学 副理事長 教授・食品科学科長
江藤真理子	社外取締役	TMI総合法律事務所 弁護士
菅野耕平	監査役（常勤）	
平田将士	社外監査役（常勤）	
小越信吾	社外監査役	税理士法人 小越会計 代表社員

- (注) 1. 取締役の大原亘氏、吉里格氏、松石昌典氏、江藤真理子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の平田将士氏、小越信吾氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2022年6月29日開催の第83回定時株主総会において、佐奈常裕氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 江藤真理子氏は、2022年6月29日開催の第83回定時株主総会において社外監査役を退任した後、新たに社外取締役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役の大原亘氏、松石昌典氏、江藤真理子氏、監査役の平田将士氏及び小越信吾氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役の小越信吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務会計に関する知見を有して

おります。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。大原亘氏、吉里格氏、松石昌典氏、江藤真理子氏を除く取締役は全員執行役員であります。
8. 取締役及び監査役のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- ①吉里格氏は、当社の筆頭株主である三井物産株式会社の業務執行者(使用人)であり、同社とは資本業務提携契約を締結しております。その他、同社と当社との間では食肉の売買等の取引があります。
- ②吉里格氏以外の取締役及び監査役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりです。

氏 名	役 位	担 当
高濱 良一	上 席 執 行 役 員	物流本部長
若松 威男	上 席 執 行 役 員	マクドナルド事業本部長
池尻 尊広	上 席 執 行 役 員	営業本部長
柄澤 達也	執 行 役 員	製造本部長
奥平 裕	執 行 役 員	営業本部 副本部長
鶴岡 孝治	執 行 役 員	営業本部 副本部長
三好 円	執 行 役 員	スターゼンミートプロセッサー株式会社 専務取締役
川合 真一	執 行 役 員	営業本部 副本部長
石神 幸長	執 行 役 員	管理本部長
奥村 浩明	執 行 役 員	経営本部長
富田 昌俊	執 行 役 員	品質保証本部長
中野 剛	執 行 役 員	海外本部特命担当 兼 経営本部特命担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項並びに当社定款第29条、第39条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社の主要なグループ会社の取締役、監査役及び執行役員(退任者も含みます)を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、当社が保険料の全額を負担しております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、当該保険契約により、填補されません。

なお、填補の対象とされる保険事故は株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟等となります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			合計(百万円)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取 締 役	16	143	124	32	299
(うち社外取締役)	(5)	(18)	—	—	(18)
監 査 役	4	45	—	—	45
(うち社外監査役)	(3)	(26)	—	—	(26)
合 計	20	189	124	32	345

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会決議により、年額436百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役3名）です。
2. 取締役の株式報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会決議により、年額100百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。
3. 表内の当事業年度に係る株式報酬の総額は、取締役11名に付与した譲渡制限付株式報酬に係る費用のうち、当連結会計年度に費用計上した額を記載しております。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会決議により、年額72百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 上記の支給人員及び報酬等の総額には、2022年6月29日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役8名（うち社外取締役2名）及び社外監査役1名を含めております。そのうち、江藤真理子氏は、同定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）にそれぞれ含めて記載しております。
6. 上記の取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

(5) 取締役の報酬等の内容に関する決定方針

①基本方針

当社の取締役の報酬は、株主の利益と連動し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する体系とし、「透明性」「公平性」「客観性」のある決定プロセスを重視しています。具体的には、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬（譲渡制限付株式）」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その責務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととしています。

②個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(i)基本報酬

「基本報酬」は、月例の金銭報酬とし、他社水準、当社の業績、及び従業員給与の水準等を考慮しつつ、役位に応じて決定いたします。なお「基本報酬」の金額は、事業年度ごとの取締役の個人別の評価に応じ、予め定めたルールに従い増減いたします。

(ii)業績連動報酬

「業績連動報酬」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績・財務指標に連動する月例の金銭報酬といたします。

具体的には、経営陣の成果及び責任を客観的に判断できることを理由に、本業での収益状況をはかる連結売上高、連結営業利益並びに株主の利益と連動するROEを業績指標

とし、評価対象年度（当該事業年度の前年度）の実績を予め定めたルールに基づき指数化し、その指数に基づき報酬額を増減させる仕組みとしております。

増減の幅は役位に応じて定めた基準額の0.5倍～1.5倍とし、当事業年度の実績は基準額の1.3倍となりました。

なお、当事業年度における各業績指標の実績は、連結売上高は4,251億73百万円、連結営業利益は81億62百万円、ROEは11.1%となりました。

(iii) 株式報酬(譲渡制限付株式)

「株式報酬」は、中長期的な企業価値の向上と連動する報酬とするため、非金銭報酬である譲渡制限付株式を割当てるものです。役位別に一律の金銭報酬債権を支給し、その債権に対して当社株式を付与しますが、株式には譲渡制限をかけ、原則として退職時に譲渡制限を解除するものといたします。

③各報酬の報酬総額に対する割合の決定に関する方針

報酬割合については、上位の役位ほど「業績連動報酬」及び「株式報酬」のウェイトが高まる体系といたします。「業績連動報酬」と「株式報酬」の全体に占める割合は、役位に応じ44%～57%（個人別評価や業績評価を基準値とした場合）といたします。

④報酬決定の方法（指名報酬委員会の「答申」を尊重した決定）

取締役の報酬等は、予め株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内(前記(4)注1、2参照)で、取締役会の決議により決定しています。取締役会が報酬等を決議する際には、指名報酬委員会による「答申」を尊重し、「透明性」「公平性」「客観性」のある決定プロセスを重視しています。

指名報酬委員会は、2015年7月に立ち上げた取締役会の諮問機関であり、取締役の報酬や取締役候補者の選任等について継続的に審議し取締役会に答申しています。委員会は、社外取締役が委員長を務め、社外の委員が過半数を占めることにより、独立性を確保しています。

⑤個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の実績等の個人別の報酬額については、委任する権限の範囲を限定した上で、代表取締役社長の横田和彦に具体的な内容の決定を委任する旨、決議をしております。

委任している権限の範囲は、「基本報酬」を決定する際の取締役の個人別の評価であり、その評価をもとに、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会で決議したルールに従い、個人別の基本報酬額を決定しています。

代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたり、最も適しているからです。

なお、「業績連動報酬」及び「株式報酬」に関しては、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会において決議したルールに従い決定しており、代表取締役社長による取締役の個人別の評価は反映されません。

⑥個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が上記の委任内容に基づき取締役の個人別の評価を決定し、その評価をもとに指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会で決議したルールに従い決定されており、公正なプロセスを経ていることから、当社の取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	大 原 亘	株式会社帝国倉庫	特別顧問	当社グループと同社は文書の保管・廃棄等の取引がありますが、特記すべき事項はございません。
社外取締役	吉 里 格	三井物産株式会社	食料本部 畜水産事業部長	三井物産(株)は当社株式の15.94%を保有する筆頭株主であり、資本業務提携契約を締結しております。その他、当社と食肉の売買等の取引がありますが、特記すべき事項はございません。

(注) 上記以外の社外役員の兼職先である法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

社外取締役の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要並びに社外監査役の活動状況は次のとおりです。

区 分	氏 名	主 要 な 活 動 状 況
社外取締役	大 原 亘	当事業年度開催の取締役会に13回中13回（出席率100%）出席。金融機関及び事業会社における経営者を歴任した経験から、企業経営全般に関する幅広い経験と高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	吉 里 格	当事業年度開催の取締役会に13回中13回（出席率100%）出席。三井物産(株)における食料事業に関する要職を歴任した経験から、業界の深い知識や高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	松 石 昌 典	当事業年度開催の取締役会に13回中12回（出席率92.3%）出席。食肉科学分野における幅広い経験と高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	江 藤 真理子	当事業年度開催の取締役会に13回中13回（出席率100%）出席。企業法務に精通した弁護士としての専門的知見から有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外監査役	平 田 将 士	当事業年度開催の取締役会には13回中13回(出席率100%)出席し、監査役会には15回中15回(出席率100%)出席。金融業界における職務を通じて培われた豊富な経験と高い見識に基づき、有益な質問・提言を行いました。
社外監査役	小 越 信 吾	当事業年度開催の取締役会には13回中13回(出席率100%)出席し、監査役会には15回中15回(出席率100%)出席。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から有益な質問・提言を行いました。

- (注) 1. 江藤真理子氏は2022年6月29日就任前の社外監査役としての出席を含んでおります。
 2. 上記に記載の取締役会の出席回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ございました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額 | 73 百万円 |
| ②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 73 百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他のその必要があると認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制について

当社は会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するための必要な体制の整備」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会で決議いたしておりますが、2021年4月22日付で当社グループの内部統制システムの見直しを行い、内部統制システム構築の基本方針を一部改定いたしました。

基本方針は下記のとおりとなっております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及びグループ会社の全役職員を対象としたコンプライアンス規程、行動規範と行動指針を定め、全役職員に周知徹底します。
- ・コンプライアンス統括担当役員を置き、コンプライアンスを統括する担当部署を設置します。
- ・外部の有識者、専門家を含むコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題点及び課題を審議し、その結果を取締役会に報告します。
- ・内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査します。
- ・法務上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として外部専門家を窓口とするホットラインを設置・運営します。
- ・当社及び当社グループ各社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対して断固これを排除し、これらの勢力とは一切関係を持ちません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理に関する規程を定めこれに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存します。
- ・取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、品質管理、与信審査、災害等に係る個別リスクについては、それぞれの主管する部署を定め、規程の制定、研修の実施等を行うものとします。
- ・これらを統合して組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行います。

- ・グループ全社的なリスク管理・推進に関わる課題・対応策を協議する組織としてリスク管理委員会を設置します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を定期的に開催し、必要に応じて臨時的に開催することにより、適時に経営の意思決定を行います。
- ・会社経営全般に関する基本方針及び重要事項については経営会議において、重要な投融資案件については投融資審査会において、事前に十分な協議を行うとともに進捗状況を確認し、取締役会において適切な意思決定を行います。
- ・執行役員制度により業務執行の役割責任を明確にしております。取締役会の意思決定内容は、本部長会議にて各執行役員に伝達され機動的な業務執行を行います。取締役会より業務執行の決定を委任された事項については、権限規程により職制上の決裁・報告基準を定め運営することにより、適切な権限委譲による業務の効率的運営を図ります。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社の管理に係る規程を定め、グループ各社の担当部署を定めるとともにグループ会社との協議事項を定めます。
- ・必要に応じて当社役員、社員をグループ会社の役員、経理責任者等として派遣し業務を管理します。
- ・当社の内部監査部署は、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告します。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項とその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役（会）が補助する使用人を求めた場合は、内部監査部署の社員が協力するものとします。
- ・その場合、該当する内部監査部署の社員の人事事項に関しては監査役（会）と意見交換するものとします。
- ・監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令は受けないこととします。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役（会）と協議の上、取締役及び社員が監査役（会）に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する体制を整備します。

また、取締役は、財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、業務執行確認書を監査役会に提出します。

また、内部監査部署は監査法人と意見交換を行うなどお互いに連携し、その業務について定期的、また適宜監査役に報告を行っております。

- ・当社及び子会社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止します。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役（会）の求めに応じて、代表取締役との意見交換会を設定します。
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、適切な予算を確保するとともに、当該監査役の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりです。

①コンプライアンス体制及び取り組みの状況

- ・会社経営全般に関する基本方針及び重要事項については経営会議において、重要な投融资案件については投融资審査会において、事前に十分な協議を実施し、取締役会において適時適切な意思決定を行いました。
- ・執行役員制度により業務執行の役割責任を明確にした上で、取締役会の意思決定内容は本部長会議にて各執行役員に伝達され、機動的な業務執行を行いました。
- ・取締役会により業務執行の決定を委任された事項については、権限規程の職制上の決裁・報告基準の定めに従い、適切な権限委譲による業務の効率的運営を諮りました。
- ・経営トップ及び外部の有識者、専門家を含む委員で構成されたコンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題点、課題及び対応策の適切性を審議いたしました。

- ・当社グループの遵法精神の確立に向けて制定しているコンプライアンス規程、行動指針と行動規範を徹底させるためにコンプライアンス推進週間の取り組みやコンプライアンス研修を実施しました。
- ・法務上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として外部専門家を窓口とするホットラインを設置・運営しております。

②損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ・当社の業務に係わるリスクの軽減を目的にリスク管理規程に従いリスク管理委員会を中心として、グループ全体のリスク管理運営を行いました。

③監査役の監査の実効性を確保する体制について

- ・監査役への報告及び情報提供を行うとともに、内部監査部署との連携により監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

(3) コーポレートガバナンスの強化

- ・当社は、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定により、持続的な成長と企業価値の向上を図るべく、「コーポレートガバナンス基本方針」に基本事項を定め、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。
- ・経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行う取締役会には、当社の独立性基準を満たした社外取締役が複数名おり、社外の意見を当社の経営方針に適切に反映させる体制を整えております。
- ・また、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役（会）により、職務執行状況等の監査を実施しております。
- ・さらに、適切な権限委譲により迅速な意思決定を図り、指名報酬委員会といった社外委員が過半数を占める任意の委員会の設置により経営の透明性の確保に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は下記のとおりです。

1. 基本方針の内容の概要

当社グループは、「食を通して人を幸せにするグローバルな生活関連企業を目指す」を経営ビジョンとして、創業以来、食肉卸売業を中核として、業界のイノベーター（革新者）たるべく様々な機能を強化してまいりました。今後もさらに国民の食生活の更なる向上に資するべく、食肉の安定供給の推進のため国内、海外の生産事業や調達基盤の整備・拡充と、産地から食卓までの一貫した食肉卸売事業の拡大を図り、一層多様化する食への要望に的確に応えるべく、食肉を原料にした食品群の取り扱い拡大のため迅速な対応を進めております。

当社は、当社株式の大規模な買付行為の是非については、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、そのために株主の皆様が適切な状況判断を行えるよう、十分な情報提供と考慮期間を設ける必要があると認識しております。

また、当社は、一概に当社株式に対しての大規模な買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかしながら、実際に資本市場で発生する大規模な買付行為の中には、

- ①当社株式の大規模な買付の目的が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの
 - ②大規模買付者が一般株主に対し、不利益な条件で株式売却を事実上強要する恐れがあるもの
 - ③大規模買付者が、一般株主が適切に判断するために必要な情報の提供や考慮期間を用意していないもの
 - ④大規模買付者が当社取締役会に対し、当社株式の大規模買付行為に関する提案及び事業計画等の提示、並びに交渉機会、考慮期間を用意していないもの
- 等、会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも想定されます。

そのような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして適当でないと判断し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、不適切な者からの大規模な買付行為を防止するために何らかの対抗処置を講ずる必要があると考えます。

2. 基本方針実現のための取り組みの概要

(1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、「食を通して人を幸せにするグローバルな生活関連企業を目指す」との経営ビジョンを掲げております。この経営ビジョンに従い、2024年3月期を初年度とする3年間の中期経営計画においては、以下3つのテーマを基本戦略として取り組んでおります。

①新規事業への挑戦

・海外事業の積極展開

スターゼン営業モデルの海外展開や海外における食肉調達力強化

・国内成長市場へのアプローチ強化

DtoCチャンネル強化や成長市場への当社の強みを生かした商品提案

以上の方針を通じて、次の成長領域への取り組みを強化します。

②国内事業改革

・国内事業の効率化

製造・販売・物流拠点の再整備

・高付加価値商品の取り組み

スターゼンNo.1商品、Only1商品の強化

以上の方針を通じて、収益力の根幹を強化します。

③サステナビリティ経営と経営基盤強化

・社会課題への対応

GHG削減、アニマルウェルフェア研究、代替肉の取り組み強化

・DX、業務プロセス改革

基幹システム刷新、業務・実績の見える化及び働き方の効率化

以上の方針を通じて、社会の一員としての存在意義強化を図ります。

これらの取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものとなり、結果として会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者が大規模な買付行為に及ぶ危険性を低減するものであり、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

- (2) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、2022年6月29日開催の第83回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」の継続について、2025年6月30日までに開催の第86回定時株主総会終結の時を期限としてご承認を得ております。

①本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われる者を含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

②独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

③大規模買付ルールの概要

1. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- a 大規模買付者の名称、住所
- b 設立準拠法
- c 代表者の氏名
- d 国内連絡先
- e 提案する大規模買付行為の概要
- f 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

2. 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記1. a から f までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」と

います。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- a 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及びその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c 大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- d 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- e 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- f 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でない

と考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記3. の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

3. 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④大規模買付行為が為された場合の対応方針

1. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることににより大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、当社取締役会が具体的対抗措置として、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の a から i のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記 1. で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- a 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり

- 上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- b 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付を行っている場合
 - c 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の大規模な買付を行っている場合
 - d 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合
 - e 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
 - f 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
 - g 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
 - h 大規模買付者による買付後経営方針が不十分又は不適切であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
 - i 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記③3.の取締役会評価期間内に勧告を行うものとし、また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとし、また、

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。このように株主意思確認手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できないものとし、また、

3. 対抗措置発動の停止等について

上記1.、又は2.において、当社が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとし、また、

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

⑤本プランによる株主の皆様にご与える影響等

1. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記④において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当て

を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

⑥本プランの適用開始、有効期限、廃止及び修正・変更

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は2025年6月30日までに開催される当社第86回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、有効期間中であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

3. 取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記2.に記載した取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではなく、基本方針に沿うものです。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード(2021年6月11日改訂)」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記に記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

③株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会での承認により発効することとしており、株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記(2)④、「大規模買付行為が為された場

合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。また、その判断の概要については株主の皆様にも適宜公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つとして認識しており、経営環境の変化に対応した機動的な自己株式の取得等も検討しながら、株主の皆様へ安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、業容拡大に向けた事業資金として有効に活用し、業績の安定と収益の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、2023年3月期の期末配当につきましては、継続的な安定配当の考えのもと、当事業年度の業績及び財政状況等を総合的に勘案の上、前期に比べ1株につき10円増配の75円といたしたいと存じます。

以 上

(注) 事業報告は次のように記載しております。
記載金額、株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	95,482	流動負債	49,456
現金及び預金	11,096	買掛金	16,915
受取手形	155	短期借入金	8,739
売掛金	25,850	1年内返済予定の長期借入金	8,536
商品及び製品	35,940	リース債務	218
仕掛品	299	未払法人税等	1,738
原材料及び貯蔵品	2,850	賞与引当金	1,864
前渡金	15,889	未払金	8,588
その他	3,407	その他	2,855
貸倒引当金	△8	固定負債	26,887
固定資産	51,020	社債	5,000
有形固定資産	28,914	長期借入金	17,257
建物及び構築物	13,105	リース債務	528
機械装置及び運搬具	3,992	退職給付に係る負債	1,986
土地	10,646	債務保証損失引当金	456
リース資産	627	その他	1,658
建設仮勘定	84	負債合計	76,344
その他	458	純 資 産 の 部	
無形固定資産	2,671	株主資本	68,429
その他	2,671	資本金	11,658
投資その他の資産	19,434	資本剰余金	12,504
投資有価証券	17,850	利益剰余金	44,319
退職給付に係る資産	59	自己株式	△52
長期貸付金	0	その他の包括利益累計額	1,980
繰延税金資産	768	その他有価証券評価差額金	1,975
その他	825	繰延ヘッジ損益	△86
貸倒引当金	△69	為替換算調整勘定	76
繰延資産	17	退職給付に係る調整累計額	15
社債発行費	17	非支配株主持分	△233
		純資産合計	70,175
資産合計	146,520	負債・純資産合計	146,520

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		425,173
売上原価		386,603
売上総利益		38,569
販売費及び一般管理費		30,407
営業利益		8,162
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	489	
不動産賃貸	223	
受取保険金及び配当利益	544	
持分法による投資利益	1,316	
補助金収入	428	
貸倒引当金の戻入	0	
その他	458	3,468
営業外費用		
支払利息	666	
不動産賃借費用	102	
社債発行費	8	
債務保証損失引当金繰入	266	
その他	302	1,346
経常利益		10,284
特別利益		
固定資産売却益	17	
投資有価証券売却益	2	20
特別損失		
固定資産売却損失	0	
固定資産除却損失	16	
減損損失	42	59
税金等調整前当期純利益		10,245
法人税、住民税及び事業税	2,976	
法人税等調整額	△158	2,817
当期純利益		7,427
非支配株主に帰属する当期純損失		△56
親会社株主に帰属する当期純利益		7,483

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,658	12,508	38,101	△105	62,163
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,265		△1,265
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			7,483		7,483
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△4		54	50
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△4	6,217	52	6,266
当 期 末 残 高	11,658	12,504	44,319	△52	68,429

項 目	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整 勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の包 括利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,741	441	△145	△20	2,016	△177	64,001
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,265
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							7,483
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							50
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	233	△527	221	36	△36	△56	△92
当 期 変 動 額 合 計	233	△527	221	36	△36	△56	6,174
当 期 末 残 高	1,975	△86	76	15	1,980	△233	70,175

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称

スターゼンミートプロセッサー株式会社

ローマイヤ株式会社

(2) 非連結子会社の数 3社

非連結子会社STARZEN SINGAPORE PTE.LTD.他2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社7社は持分法を適用しております。

主要な会社名

ゼンミ食品株式会社

株式会社阿久根食肉流通センター

プライフーズ株式会社

オレンジベイフーズ株式会社

G.&K.O'Connor Pty.Ltd.

(2) 持分法を適用していない関連会社株式会社サニーサイド他6社及び非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

12月決算会社は、Starzen (America),Inc.他2社です。

これらの会社については、連結決算日との差異がいずれも3ヶ月を超えないので、当連結計算書類の作成に当たっては、各社の当該事業年度に係わる計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均以外のもの法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

- ③ 棚卸資産
 商品及び製品……………主として個別法又は総平均法による原価法
 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
 原材料・仕掛品……………主として先入先出法による原価法
 ・貯蔵品……………(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産……………主として定率法
 (リース資産を除く) 但し、親会社千葉工場においては、定額法
 なお、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建築物 主として 31年
 機械装置 主として 10年
- ② 無形固定資産……………定額法
 (リース資産を除く)
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社グループの顧客との契約から生じる主な収益は、主に食肉製品の販売によるものであります。当社グループでは、これら製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客へ製品を引き渡した時点で収益を認識しております。
- また、顧客への食肉製品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間にわたり定額法にて償却をしております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとにその効果の及ぶ期間を合理的に見積り20年以内で均等償却をしております。なお、金額が僅少の場合は発生年度に償却する方法によっております。

③ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約取引等の評価差額は、純資産の部のその他の包括利益累計額として繰延べております。なお、外貨建取引の発生前に為替予約が締結されているものは、外貨建取引及び金銭債務に為替予約相場による円換算額を付しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………輸出入取引及び借入金

ヘッジ方針

実需の範囲で輸出入取引及び借入金に係る為替変動リスクをヘッジする方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ取引の実行に当たり、ヘッジ対象とヘッジ手段との重要な条件（金額、時期等）がほぼ一致していることを確認するとともに、開始後も継続して為替相場の変動を相殺できることを確認しております。また、予定取引については実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「債務保証損失引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 株式会社キング食品の固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	2,145百万円
減損損失	一百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

食品メーカー及び小売業向けに乾燥食肉製品、冷凍魚肉製品及び魚肉加工品の製造・販売を行っている連結子会社である株式会社キング食品について、新型コロナウイルス感染症の拡大や不安定な国際情勢、急激な円安といった事業環境変化の中、食肉や魚肉などの原材料価格及びエネルギーコストの上昇の影響を受けた結果、2期連続の営業損失となったことにより減損の兆候があると判断しました。しかしながら、減損損失の認識の判定において、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローは、2024年3月期の事業計画を基礎とし、2025年3月期以降については、2024年3月期の事業計画を基礎として一定期間にわたり成長が継続すると仮定して見積りを行っております。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積りには、主要な資産以外の構成資産である建物及び土地の正味売却価額を主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における回収可能価額として含めております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、2024年3月期の事業計画における売上高の基礎となる販売単価及び販売重量、並びに2025年3月期以降における市場成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売単価及び販売重量、並びに市場成長率は、市場の販売動向に加え、原材料相場やエネルギーコストの動向などの外部要因の影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼした場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

2. スターゼン株式会社の販売用在庫の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用在庫	49,288百万円
簿価切下額	423百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は主として収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

正味売却価額について、期末日前後における直近の販売実績がある場合には、当該販売価格に基づき算定しております。また、直近の販売実績がない場合には、過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき販売価格を予測し算定しております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、国内外の食肉需給及び食肉相場などの市場環境の変化

により販売価格が当初の想定を大きく下回った場合には、翌連結会計年度の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	60百万円
投資有価証券	47百万円
計	107百万円

(2) 担保に係る債務

買掛金	90百万円
-----	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,708百万円

3. 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

株式会社阿久根食肉流通センター	1,560百万円
株式会社栗原農場	819百万円
株式会社雲仙有明ファーム	751百万円
北海道はまなか肉牛牧場株式会社	638百万円
彩ファーム株式会社	549百万円
その他	840百万円
計	5,160百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る注記

借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	79,212百万円
借入実行残高	8,739百万円
差引借入未実行残高	70,472百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
農場	有限会社ホクサツえびのファーム 宮崎県えびの市、日南市	生物他	21
遊休資産	スターゼン株式会社 静岡県榛原郡	建物及び機械装置	10
遊休資産	スターゼン株式会社 東京都港区	建物及び工具器具 備	9
計			42

当社グループは、管理会計上の区分を基準に資産のグルーピングを行っております。また遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した事業用資産及び遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損しております。その内訳は、建物及び構築物15百万円、機械装置及び運搬具4百万円、その他22百万円であります。

事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しております。

また、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、他への転用や売却が困難であることから備忘価額で算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,522,552	-	-	19,522,552

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,265百万円	65.00円	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,462百万円	75.00円	2023年3月31日	2023年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引は社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)をご参照下さい。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	5,317	5,317	-
資産計	5,317	5,317	-
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	5,000	4,903	△96
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	25,793	25,569	△223
負債計	30,793	30,473	△319
デリバティブ取引 (*2)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	△114	△114	-
デリバティブ取引計	△114	△114	-

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	輸出取引	2,839	-	△136
	為替予約取引 買建 米ドル	輸入取引及び 短期借入金	9,730	-	22
為替予約等 の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	輸入取引及び 短期借入金	3,785	-	(*)
合計			16,354	-	△114

(*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金と一体となって処理されているため、その時価は、当該短期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	281
関係会社株式	12,251
合計	12,533

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,317	－	－	5,317
資産計	5,317	－	－	5,317
デリバティブ取引 通貨関連 金利関連	－	△114	－	△114
負債計	－	△114	－	△114

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定を含む)	－	4,903	－	4,903
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	－	25,569	－	25,569
負債計	－	30,473	－	30,473

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で、割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引

現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、食肉関連事業を主要な事業としており、食肉関連事業の売上高以外の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	110
期末残高	83

(注) 連結計算書類上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものとなります。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は106百万円となります。

(2) 残高履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,610円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 384円04銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		413,127
売上原価		380,698
売上総利益		32,429
販売費及び一般管理費		27,671
営業利益		4,757
営業外収益		
受取利息	149	
受取配当金	1,349	
業務受託収入	810	
不動産賃貸料	603	
補助金収入	281	
受取保険金及び配当金	462	
その他	292	3,948
営業外費用		
支払利息	637	
社債利息	23	
不動産賃貸費用	379	
債務保証損失引当金繰入額	266	
貸倒引当金繰入額	63	
その他	239	1,609
経常利益		7,096
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	2	3
特別損失		
固定資産除却損	13	
減損	65	79
税引前当期純利益		7,019
法人税、住民税及び事業税	1,952	
法人税等調整額	△125	1,827
当期純利益		5,191

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	11,658	7,590	6,161	13,752	4,560	18,442	23,002	△105	48,307
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△1,265	△1,265		△1,265
当 期 純 利 益						5,191	5,191		5,191
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			△4	△4				54	50
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額 (純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△4	△4	-	3,925	3,925	52	3,974
当 期 末 残 高	11,658	7,590	6,157	13,747	4,560	22,368	26,928	△52	52,281

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,688	417	2,106	50,413
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,265
当 期 純 利 益				5,191
自 己 株 式 の 取 得				△1
自 己 株 式 の 処 分				50
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額 (純額)	236	△402	△166	△166
当 期 変 動 額 合 計	236	△402	△166	3,807
当 期 末 残 高	1,924	15	1,939	54,221

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び………移動平均法による原価法
関連会社株式
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均以外のもの法により算定）
市場価格のない株式等………移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ………時価法
- ④ 棚卸資産
商品及び製品………主として個別法又は総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料・仕掛品………主として先入先出法による原価法
・貯蔵品（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産………定率法(千葉工場においては定額法)

(リース資産を除く)

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 主として 31年

機械及び装置 主として 10年

(2) 無形固定資産………定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金………

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金………

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金………

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上

しております。

また、数理計算上の差異は、発生の翌期よりそれぞれ5年による定額法により按分した額を費用処理しております。

- (4) 債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、主に食肉製品の販売によるものであります。当社では、これら製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客へ製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、顧客への食肉製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間にわたり定額法にて償却をしております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約取引等の評価差額は、純資産の部の評価・換算差額等として繰延べております。なお、外貨建取引の発生前に為替予約が締結されているものは、外貨建取引及び金銭債務に為替予約相場による円換算額を付しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………輸出入取引及び借入金

ヘッジ方針

実需の範囲で輸出入取引及び借入金に係る為替変動リスクをヘッジする方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ取引の実行に当たり、ヘッジ対象とヘッジ手段との重要な条件（金額、時期等）がほぼ一致していることを確認するとともに、開始後も継続して為替相場の変動を相殺できることを確認しております。また、予定取引については実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. スターゼン株式会社の販売用在庫の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用在庫 49,522百万円

簿価切下額 423百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「[連結注記表] (会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金 40百万円

投資有価証券 47百万円

計 87百万円

(2) 担保に係る債務

買掛金 72百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,372百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

株式会社阿久根食肉流通センター 1,491百万円

株式会社栗原農場 819百万円

株式会社雲仙有明ファーム 751百万円

北海道はまなか肉牛牧場株式会社 638百万円

彩ファーム株式会社 549百万円

スターゼンミートプロセッサー株式会社 521百万円

その他 1,214百万円

計 5,987百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 11,782百万円

長期金銭債権 2,259百万円

短期金銭債務 14,531百万円

5. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る注記

(1) 借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	78,732百万円
借入実行残高	8,259百万円
差引借入未実行残高	70,472百万円

(2) 貸手側

当社は子会社とグループ金融に関するスターゼングループ・キャッシュマネージメントサービス基本契約（以下、CMS）を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額の総額	16,500百万円
貸付実行残高	6,367百万円
差引貸付未実行残高	10,132百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
賃貸資産	スターゼン株式会社 千葉県山武郡	建物及び土地	45
遊休資産	スターゼン株式会社 静岡県榛原郡	建物及び機械装置	10
遊休資産	スターゼン株式会社 東京都港区	建物及び工具器具備	9
計			65

当社は、管理会計上の区分を基準に資産のグルーピングを行っております。また遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性の低下した賃貸資産及び遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損しております。その内訳は、建物及び構築物22百万円、機械装置及び運搬具4百万円、土地34百万円、その他4百万円であります。

賃貸資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.76%で割引いて算出しております。

また、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、他への転用や売却が困難であることから備忘価額で算定しております。

2. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引（収入分）	33,274百万円
営業取引（支出分）	154,027百万円
営業取引以外の取引（収入分）	2,739百万円
営業取引以外の取引（支出分）	12百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	47,161	923	24,424	23,660

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 923株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 24,364株

単元未満株式の売却による減少 60株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	1,451百万円
減損損失	496 //
退職給付引当金	399 //
賞与引当金	344 //
投資有価証券評価損	168 //
資産除去債務	133 //
貸倒引当金	104 //
未払事業税	97 //
減価償却超過額	25 //
ゴルフ会員権評価損	4 //
その他	368 //

繰延税金資産小計 3,593 //

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △2,054 //

評価性引当額小計 △2,054 //

繰延税金資産合計 1,538 //

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△746 //
資産除去費用	△59 //
繰延ヘッジ損益	△6 //
その他	△77 //

繰延税金負債合計 △891 //

繰延税金資産の純額 647 //

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	スターゼンミート プロセッサ株式会社	所有直接 100%	商品の購入 資金の貸借 債務の保証 役員の兼任	商品の購入(注1)	102,283	買掛金	10,518
				貸付金の 期中取引(注2)	△335	短期貸付金	5,185
				債務の保 証(注3)	521	—	—
子会社	ローマイヤ株式 会社	所有直接 100%	資金の貸借 役員の兼任	借入金の 期中取引 (注2)	96	短期借入金	488
子会社	株式会社キング食 品	所有直接 100%	資金の貸借	貸付金の 期中取引 (注2)	△61	短期貸付金 長期貸付金	340 975
子会社	株式会社青木食品	所有直接 98.7%	資金の貸借	貸付金の 期中取引 (注2)	14	短期貸付金 長期貸付金	156 747
子会社	STARZEN AUSTRALIA PTY LTD	所有直接 100%	商品の購入 資金の貸借	商品の購 入(注1)	6,029	前渡金	1,599
				貸付金の 期中取引 (注2)	1,338	短期貸付金	1,614
子会社	Starzen(America), Inc.	所有直接 100%	商品の購入	商品の購 入(注1)	9,898	前渡金	1,619
子会社	STARZEN EUROPE ApS	所有直接 100%	商品の購入	商品の購 入(注1)	6,666	前渡金	2,063
関連会社	株式会社阿久根食 肉流通センター	所有 直接46.7% 間接 2.3%	債務の保証	債務の保 証(注3)	1,491	—	—
関連会社	オレンジペイフ ーズ 株式会社	所有直接 30.0%	商品の販売	商品の販 売(注1)	16,507	売掛金	1,010

属 性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
関連会社の子会社	株式会社栗原農場	所有間接 50.0%	債務の保証	債務の保証(注3)	819	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 商品の販売・購入の取引条件は、一般的な取引条件で決定しております。
- (注2) 利率については市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 当社はスターゼンミートプロセッサー株式会社、株式会社阿久根食肉流通センター及び株式会社栗原農場の銀行借入等に対して債務保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔連結注記表〕(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,780円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 266円42銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

スターゼン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 栄司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宮沢 琢

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターゼン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

スターゼン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 栄司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宮沢 琢

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターゼン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターゼン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果


会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

スターゼン株式会社 監査役会

常勤監査役	菅野 耕平	
常勤監査役	平田 将士	
監査役	小越 信吾	

(注) 監査役のうち、平田将士、小越信吾は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

監 査 報 告 書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号のイの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細

書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 5 月 25 日

スターゼン株式会社

常勤監査役

菅野 耕平



監 査 報 告 書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号のイの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細

書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 5 月 25 日

スターゼン株式会社

常勤監査役

伊田 将士 

監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号のイの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細

書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 5 月 25 日

スターゼン株式会社

監査役 (非常勤)

小越 信吾 

第42期
決算報告書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

スターゼン IT ソリューションズ株式会社

第 42 期 事業報告

(2022 年 4 月 1 日 から 2023 年 3 月 31 日まで)

スターゼン IT ソリューションズ株式会社

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

近年、各産業に大きな影響を与えた半導体の供給不足問題は、徐々に沈静化に向かっており、IT機器調達にも懸念は少なくなっています。しかし、IT人材不足は技術者の専門化細分化が進みいっそう調達が難しくなっています。このような情勢を背景としながらも、IT投資の動向としては、ここ数年と同様に増加傾向は継続しています。多くの企業が業務のデジタル化やAI、情報分析などの予算を増額している傾向が見られます。

注目される分野として標的型メールに代表されるサイバー攻撃が増加し、サイバーセキュリティ対策の強化が叫ばれました。また、“ChatGPT※”に代表される“AI”に関しては、世界的にAIの利活用に向けた共通ルールの必要性がG7サミットでも議論され、日本でもリスクなどの論点整理の協議を始める状況です。ビジネスシーンへの展開はこれからですが、AIの利活用に関しては加速度的に広まるだろうと予測されます。

ITのイノベーションが続く中、当社はZeusプロジェクトを基軸にDX推進を実行して参りました。二十年以上利用していたデータセンターを移設、併せてクラウド化を推進、など次世代システムの基盤の整備を行って参りました。一番の課題とも言える人材育成については、今期3名の採用を行い育成に努めております。

以上の結果、当期の業績は売上高23億56百万円（前期比3.9%増）、営業利益82百万円（前期比173.8%増）、経常利益79百万円（前期比178.3%増）、当期純利益51百万円（前期比209.0%増）となりました。内訳では、グループ内の売上高が22億47百万円（前期比4.1%増）、外部への売上高は1億8百万円（前期比3.8%減）となっています。

来期は、システム基盤の更改が終わり、いよいよ業務システムの刷新が開始されます。加えて、2024年4月にはJ-SOX法の改正なども予定され、IT統制の重要度は増していきます。次世代のシステム基盤が整いつつある中、将来に向け人材育成と体制作りを積極的に推進して参ります。

IT環境の変化が業務に影響を与えないようシームレスな移行と安定したシステム運用を行うよう、各部門との連携を図るとともに結果を求めてまいります。

※ChatGPT：チャットジーピーティー OpenAI社が2022年11月に公開した人工知能。

(2) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
52名	3名

(注) 従業員数には、出向者および臨時従業員は含まれておりません。
なお、親会社からの出向者は含めております。

(3) 主要な借入先および借入額 (2023年3月31日現在)

① 短期借入金

借入先	借入残高
スターゼン(株)	208,684千円
合計	208,684千円

② 長期借入金 (※) 一年内返済予定の長期借入金を含む。

借入先	借入残高
スターゼン(株)	190,680千円
合計	190,680千円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 320株
(2) 発行済株式の総数 200株
(3) 当事業年度末の株主総数 1名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
スターゼン(株)	200株	100.0%
合計	200株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大友 準一	代表取締役社長	なし
岸 博之	取締役会長	スターゼン株式会社 参与
下野 貴之	取締役	なし
清水 亮	取締役 (非常勤)	スターゼン株式会社 ICT 企画部 部長
齊藤 英明	取締役 (非常勤)	スターゼン株式会社 ICT 企画部 特命担当部長
山崎 俊太郎	監査役 (非常勤)	スターゼン株式会社 経理部 副部長

4. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

~~~~~

(注)この事業報告中の記載金額、持ち株数および持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて、また、1株あたり当期純利益、比率その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

第 42 期

計 算 書 類

(2022 年 4 月 1 日 から 2023 年 3 月 31 日まで)

スターゼン IT ソリューションズ株式会社



# 貸借対照表

2023年 3月 31日現在

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 435,745   | 流動負債          | 720,369   |
| 現金預金      | 383       | 短期借入金         | 208,684   |
| 売掛金       | 229,417   | 1年内返済予定の長期借入金 | 111,640   |
| 原材料及び貯蔵品  | 8,909     | リース債務         | 23,250    |
| 仕掛品       | 6,649     | 未払金           | 300,192   |
| 未収入金      | 3,460     | 未払費用          | 4,370     |
| 前払費用      | 186,924   | 未払法人税等        | 23,852    |
|           |           | 未払消費税等        | 16,854    |
| 固定資産      | 825,379   | 預り金           | 1,144     |
| 有形固定資産    | 80,651    | 賞与引当金         | 30,380    |
| 建物        | 6,816     |               |           |
| 工具器具備品    | 35,951    | 固定負債          | 289,124   |
| リース資産     | 37,882    | 長期借入金         | 79,040    |
| 無形固定資産    | 694,995   | リース債務         | 18,197    |
| 電話加入権     | 1,174     | 長期未払金         | 191,886   |
| ソフトウェア    | 628,745   |               |           |
| ソフトウェア仮勘定 | 65,075    | 負債合計          | 1,009,493 |
| 投資その他の資産  | 49,732    | (純資産の部)       |           |
| 長期前払費用    | 33,196    | 株主資本          | 251,631   |
| 繰延税金資産    | 16,535    | 資本金           | 10,000    |
| その他の投資    | 563       |               |           |
| 貸倒引当金     | △563      | 資本剰余金         | 73,115    |
|           |           | その他資本剰余金      | 73,115    |
|           |           | 利益剰余金         | 168,515   |
|           |           | 利益準備金         | 2,500     |
|           |           | その他利益剰余金      | 166,015   |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 166,015   |
|           |           | 純資産合計         | 251,631   |
| 資産合計      | 1,261,125 | 負債及び純資産合計     | 1,261,125 |

## 損益計算書

自2022年 4月 1日

至2023年 3月 31日

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額    |           |
|-------------|--------|-----------|
| 売上高         |        | 2,356,537 |
| 売上原価        |        | 2,067,887 |
| 売上総利益       |        | 288,649   |
| 販売費及び一般管理費  |        | 205,866   |
| 営業利益        |        | 82,782    |
| 営業外収益       |        |           |
| 受取利息        | 0      |           |
| 受取保険金及び配当金  | 2,060  |           |
| 雑収入         | 19     | 2,079     |
| 営業外費用       |        |           |
| 支払利息        | 5,021  | 5,021     |
| 経常利益        |        | 79,841    |
| 特別利益        |        |           |
| 特別損失        |        |           |
| 固定資産除却損     | 380    | 380       |
| 税引前当期純利益    |        | 79,460    |
| 法人税住民税及び事業税 | 26,592 |           |
| 法人税等調整額     | 1,410  | 28,003    |
| 当期純利益       |        | 51,456    |

## 株主資本等変動計算書

自2022年 4月 1日  
至2023年 3月 31日

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

|              | 株主資本   |          |         |       |          |         |         | 純資産合計   |
|--------------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|
|              | 資本金    | 資本剰余金    |         | 利益剰余金 |          |         | 株主資本合計  |         |
|              |        | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
|              |        |          |         |       | 繰越利益剰余金  |         |         |         |
| 2022年4月1日残高  | 10,000 | 73,115   | 73,115  | 2,500 | 114,559  | 117,059 | 200,175 | 200,175 |
| 当期変動額        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 当期純利益        |        |          | -       |       | 51,456   | 51,456  | 51,456  | 51,456  |
| 当期変動額合計      | -      | -        | -       | -     | 51,456   | 51,456  | 51,456  | 51,456  |
| 2023年3月31日残高 | 10,000 | 73,115   | 73,115  | 2,500 | 166,015  | 168,515 | 251,631 | 251,631 |

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ①商品及び製品

……個別法および総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### ②仕掛品

……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### ③原材料及び貯蔵品

……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

###### 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

###### 定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、自社における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### (4) 長期前払費用

定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

## II. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当該事業年度末発行済株式の種類に関する事項

普通株式            200 株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当事業会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

## III. その他の注記

該当事項はありません。

~~~~~

(注)この計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

2023年5月31日

スターゼン ITソリューションズ株式会社
代表取締役社長 大友 準一 殿

監査役 山崎 俊太郎

監査報告書の提出について

株式会社の監査等に関する会社法第389条第2項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第4条の定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月31日

スターゼン ITソリューションズ株式会社

監査役 山崎 俊太郎



第42期 附属明細書(計算書類関係)

(2022年4月1日 から 2023年3月31日まで)

スターゼン IT ソリューションズ株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建 物 (附属設備を含む)	5,258	2,330	—	771	6,816	21,866	28,683
	工 具 器 具 備 品	45,463	14,233	0	23,745	35,951	63,686	99,638
	リース資産(有形)	113,651	—	30,442	45,326	37,882	331,148	369,031
	計	164,373	16,563	30,442	69,843	80,651	416,701	497,352
無形 固定 資産	電 話 加 入 権	1,174	—	—		1,174		
	ソ フ ト ウ ェ ア	670,248	229,577	—	271,080	628,745		
	ソフトウェア仮勘定	27,062	92,032	54,018		65,075		
	計	698,484	321,610	54,018	271,080	694,995		

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	—	563	—	563
賞 与 引 当 金	30,235	100,835	100,690	30,380

3. 販売費及び一般管理費の明細

販売費及び一般管理費

自2022年 4月 1日

至2023年 3月 31日

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役員報酬	39,486	
給料手当	25,912	
賞与	9,011	
退職給付費用	2,019	
通勤費	1,314	
法定福利費	12,058	
厚生費	5,438	
研修費	4,291	
器具備品費	905	
消耗品費	1	
事務費	1,663	
電算費	14	
運賃	183	
旅費交通費	5	
通信費	462	
地代家賃	38,446	
保険料	487	
修繕費	44	
水道光熱費	3,019	
交際費	377	
会議費	13	
寄付金	30	
租税公課	1,494	
支払手数料	245	
支払報酬	870	
雑費	17,348	
人材派遣料	13,632	
減価償却費	4,838	
繰延資産償却額	87	
経営指導料	3,600	
業務委託手数料	18,000	
貸倒引当金繰入額	563	
合計	205,866	

4. 製造原価報告書の明細

製造原価報告書

自2022年 4月 1日

至2023年 3月 31日

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
[労務費]	285,923	
給料手当	189,068	
賞与	50,977	
退職給付費用	8,662	
通勤費	2,266	
法定福利費	34,392	
厚生費	515	
研修費	41	
[経費]	1,850,125	
器具備品費	8,719	
事務費	11,405	
電算費	947,650	
運賃	1,325	
旅費交通費	1,902	
通信費	121,983	
地代家賃	5,564	
保険料	1,865	
水道光熱費	5,967	
交際費	64	
会議費	8	
雑費	3,161	
人材派遣料	331,063	
減価償却費	333,306	
外注加工費	76,134	
[当期製造費用]	2,136,049	
期首仕掛品棚卸高	3,077	
計	2,139,126	
期末仕掛品棚卸高	6,649	
[当期製造原価]	2,132,477	

(注) 附属明細書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示してあります。

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 第42期計算書類承認の件（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

議案の内容は、前記の添付書類記載のとおりであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

本株主総会の終結をもって取締役全員（4名）が任期満了になりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

大友 準一氏（重任）

原田 秀則氏（重任）

奥村 浩明氏（重任）

清水 亮氏（重任）

取締役候補者4名の略歴は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
大友 準一 (1965年10月2日生)	1989年6月 株式会社システム・サービス・センター入社 (現 スターゼン IT ソリューションズ株式会社) 2015年4月 当社取締役常務就任 2022年4月 当社代表取締役社長就任（現任）	0株
原田 秀則 (1963年3月5日生)	1988年9月 スターゼン株式会社入社 2023年4月 当社取締役就任（現任）	0株
奥村 浩明 (1975年4月6日生)	2001年4月 スターゼン株式会社入社 2023年4月 当社取締役就任（現任）	0株
清水 亮 (1970年10月17日生)	1992年4月 株式会社システム・サービス・センター入社 (現 スターゼン IT ソリューションズ株式会社) 2015年6月 当社取締役就任（現任）	0株

(注) 取締役候補者と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。

《ご参考》

比較貸借対照表
2023年 3月 31日現在

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

科目	前事業年度		当事業年度		比較増減	
	2022年3月31日	構成比	2023年3月31日	構成比		増減比
(資産の部)						
流動資産	438,927	30.7	435,745	34.6	△3,182	△0.7
現金預金	417		383		△33	
売掛金	221,285		229,417		8,131	
原材料及び貯蔵品	4,253		8,909		4,655	
仕掛品	3,077		6,649		3,571	
未収入金	6,665		3,460		△3,204	
前払費用	203,227		186,924		△16,303	
固定資産	990,992	69.3	825,379	65.4	△165,612	△16.7
有形固定資産	164,373	11.5	80,651	6.4	△83,722	△50.9
建物	5,258		6,816		1,558	
工具器具備品	45,463		35,951		△9,511	
リース資産(有形)	113,651		37,882		△75,769	
無形固定資産	698,484	48.8	694,995	55.1	△3,488	△0.5
電話加入権	1,174		1,174		-	
ソフトウェア	670,248		628,745		△41,502	
ソフトウェア仮勘定	27,062		65,075		38,013	
投資その他の資産	128,133	9.0	49,732	3.9	△78,401	△61.2
長期前払費用	110,187		33,196		△76,990	
繰延税金資産(長期)	17,946		16,535		△1,410	
その他の投資	-		563		563	
貸倒引当金(投資)	-		△563		△563	
資産合計	1,429,919	100.0	1,261,125	100.0	△168,794	△11.8
流動負債	784,107	54.8	720,369	57.1	△63,738	△8.1
短期借入金	248,538		208,684		△39,854	
1年内返済予定の長期借入金	79,120		111,640		32,520	
リース債務(流動)	66,609		23,250		△43,359	
未払金	340,817		300,192		△40,625	
未払費用	4,166		4,370		203	
未払法人税等	35		23,852		23,817	
未払消費税等	13,566		16,854		3,288	
預り金	1,019		1,144		125	
賞与引当金	30,235		30,380		145	
固定負債	445,636	31.2	289,124	22.9	△156,512	△35.1
長期借入金	190,680		79,040		△111,640	
リース債務(固定)	44,063		18,197		△25,866	
長期未払金	210,893		191,886		△19,006	
負債合計	1,229,744	86.0	1,009,493	80.0	△220,251	△17.9
株主資本	200,175	14.0	251,631	20.0	51,456	25.7
資本金	10,000	0.7	10,000	0.8	-	0.0
資本剰余金	73,115	5.1	73,115	5.8	-	0.0
その他資本剰余金	73,115		73,115		-	
利益剰余金	117,059	8.2	168,515	13.4	51,456	44.0
利益準備金	2,500		2,500		-	
その他利益剰余金	114,559		166,015		51,456	
繰越利益剰余金	114,559		166,015		51,456	
純資産合計	200,175	14.0	251,631	20.0	51,456	25.7
負債及び純資産合計	1,429,919	100.0	1,261,125	100.0	△168,794	△11.8

比較損益計算書

自2022年 4月 1日
至2023年 3月 31日

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

科 目	前事業年度		当事業年度		比較増減	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	増減比
売上高	2,268,972	100.0	2,356,537	100.0	87,564	3.9
売上原価	2,036,967	89.8	2,067,887	87.8	30,920	1.5
売上総利益	232,005	10.2	288,649	12.2	56,644	24.4
販売費及び一般管理費	201,775	8.9	205,866	8.7	4,091	2.0
営業利益	30,230	1.3	82,782	3.5	52,552	173.8
営業外収益						
受取利息	0		0		△0	
受取保険金及び配当金	2,199		2,060		△138	
雑収入	156		19		△136	
営業外収益合計	2,356	0.1	2,079	0.1	△276	△11.7
営業外費用						
支払利息	3,897		5,021		1,123	
営業外費用合計	3,897	0.2	5,021	0.2	1,123	28.8
経常利益	28,688	1.3	79,841	3.4	51,152	178.3
特別利益						
特別損失						
固定資産除却損	3,561		380		△3,180	
特別損失合計	3,561	0.2	380	0.0	△3,180	△89.3
税引前当期純利益	25,127	1.1	79,460	3.4	54,332	216.2
法人税住民税及び事業税	12,675		26,592		13,917	
法人税等調整額	△4,200		1,410		5,610	
法人税等合計	8,475	0.4	28,003	1.2	19,528	
当期純利益	16,651	0.7	51,456	2.2	34,804	209.0

比較販売費及び一般管理費

自2022年 4月 1日
至2023年 3月 31日

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

科 目	前事業年度	当事業年度	比較増減	
	金 額	金 額	金 額	増減比
役員報酬	40,266	39,486	△780	△1.9
給料手当	31,248	25,912	△5,336	△17.1
賞与	14,143	9,011	△5,132	△36.3
退職給付費用	1,986	2,019	33	1.7
通勤費	1,611	1,314	△297	△18.5
法定福利費	15,020	12,058	△2,962	△19.7
厚生費	4,139	5,438	1,298	31.4
研修費	8,120	4,291	△3,828	△47.1
器具備品費	8,127	905	△7,222	△88.9
消耗品費	2	1	△0	△19.6
事務費	1,706	1,663	△43	△2.5
電算費	14	14	△0	△2.4
運賃	468	183	△284	△60.9
旅費交通費	23	5	△17	△74.5
通信費	838	462	△376	△44.8
地代家賃	8,997	38,446	29,449	327.3
保険料	695	487	△208	△29.9
修繕費	44	44	-	0.0
水道光熱費	1,877	3,019	1,141	60.8
広告宣伝費	19	-	△19	-
交際費	205	377	171	83.3
会議費	12	13	1	8.8
寄付金	30	30	-	0.0
租税公課	2,842	1,494	△1,348	△47.4
支払手数料	258	245	△13	△5.2
支払報酬	1,274	870	△404	△31.7
雑費	20,204	17,348	△2,855	△14.1
人材派遣料	11,672	13,632	1,960	16.8
減価償却費	3,122	4,838	1,715	54.9
繰延資産償却額	-	87	87	-
経営指導料	3,600	3,600	-	0.0
業務委託手数料	19,200	18,000	△1,200	△6.3
貸倒引当金繰入額	-	563	563	-
合計	201,775	205,866	4,091	

比較製造原価報告書

自2022年 4月 1日

至2023年 3月 31日

スターゼンITソリューションズ株式会社

(単位：千円)

科 目	前事業年度	当事業年度	比較増減	
	金 額	金 額	金 額	増減比
[労務費]	267,352	285,923	18,571	6.9
給料手当	176,398	189,068	12,670	7.2
賞与	48,839	50,977	2,137	4.4
退職給付費用	8,294	8,662	367	4.4
通勤費	1,916	2,266	349	18.2
法定福利費	31,479	34,392	2,912	9.3
厚生費	414	515	100	24.3
研修費	8	41	32	397.6
[経費]	1,827,010	1,850,125	23,114	1.3
器具備品費	7,869	8,719	850	10.8
事務費	9,819	11,405	1,586	16.2
電算費	847,037	947,650	100,613	11.9
運賃	1,356	1,325	△31	△2.3
旅費交通費	1,840	1,902	62	3.4
通信費	114,824	121,983	7,158	6.2
地代家賃	32,412	5,564	△26,848	△82.8
保険料	1,966	1,865	△101	△5.2
水道光熱費	4,305	5,967	1,662	38.6
交際費	115	64	△51	△44.1
会議費	3	8	5	164.9
雑費	1,440	3,161	1,721	119.5
人材派遣料	328,959	331,063	2,104	0.6
減価償却費	397,587	333,306	△64,280	△16.2
外注加工費	77,471	76,134	△1,336	△1.7
[当期製造費用]	2,094,363	2,136,049	41,685	2.0
期首仕掛品棚卸高	-	3,077	3,077	-
計	2,094,363	2,139,126	44,763	2.1
期末仕掛品棚卸高	3,077	6,649	3,571	116.0
[当期製造原価]	2,091,285	2,132,477	41,192	2.0